あいおいニッセイ同和損保
立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP

海外PL

国外で発生する製品や商品の欠陥による
賠償リスクに備えたい方に

事業用

海外生産物賠償責任保険(海外PL保険)定型プラン

平成27年4月以降保険始期用

©2009 JFA
SUPPORTING COMPANY
MS&ADインシュアランスグループは、
サッカー日本代表を応援しています。

タフビズ TOUGH Biz

グローバルPL

「タフビズグローバルPL」は
ベルマーク協賛商品です。

輸出品の欠陥に起因して
国外で発生する賠償リスクを補償します。

もしも!

輸出した製品の欠陥により海外で事故が発生すると、高額な損害賠償を求められる可能性があります。

過去にも高額賠償事例が数多く発生!

CASE.1

米国ペンシルベニア州のピロシキ工場にてコンベアのローラーに手を巻き込まれ負傷した従業員が安全装置の不備を指摘し、設計・設置会社と組立会社双方を訴えた。

和解(2008年)
42.5万米ドル
(約4,400万円)

CASE.2

中国深セン市の女性が温水器を使用中に一酸化炭素中毒で死亡。温水器には一酸化炭素発生の際の自動停止機能がなかったとして、被害者の遺族がメーカーと販売者を訴えた。

原告勝訴(2001年)
27万元
(約390万円)

CASE.3

米国ペンシルベニア州の冷暖房装置製造工場で、男性が金属を曲げる機械で作業中に上部のラム(油圧シリンダー内のピストン)が降下してきて右手の3指を切断。機械に安全装置が付いていなかったとして製造業者・販売業者を訴えた。

原告勝訴(2006年)
150万米ドル
(約1億7,200万円)

CASE.4

スペインで牡蠣を購入し食べた男性が食中毒で死亡。遺族が販売店を訴えた。

原告勝訴(1999年)
3,000万ペセタ
(約1,860万円)

CASE.5

米国マサチューセッツ州のスーパーマーケットで購入した調理済の鶏肉製品を食べた被害者が腸炎を発症。鶏肉製品に混入していたサルモネラ菌が原因であるとしてスーパーマーケットが訴えられた。スーパーマーケットは鶏肉製品の製造者・卸売業者・流通業者に求償した。

原告勝訴(1993年)
110万米ドル
(約1億1,900万円)

タフビズ TOUGH Biz
グローバルPL

タフビズグローバルPLが

貴社の製品が原因で起こる海外でのトラブル対応をバックアップします。

(注)上記の賠償額(日本円換算)は結審した年のある1時点における為替相場をもとに算出しており、実際の金額とは異なる場合があります。

輸出ビジネスリスクへの 対応

海外で発生するPL事故のリスクに対して、しっかりと備えることが　できる保険です。

1 「輸出形態」を問わず、潜在的なPLリスクも補償!

輸出には
2つの形態が
あります。

自社の製品を
直接海外に納める輸出形態を
直接輸出 1 といいます。

直接輸出

国内メーカーに納品

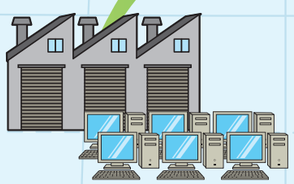

国内メーカーに納めたつもりでも、
自社の製品を使用して製造した完成品が
海外へ輸出されている場合があります。
これを**間接輸出** 2 といいます。

間接輸出

上記いずれの形態で輸出された場合においても、海外で
PL事故が発生したときには訴訟リスクにさらされることになります。
タフビズグローバルPLでは、直接輸出を行っている製品はもちろん、
間接輸出された製品も補償の対象となります。

用語のご説明

1 直接輸出
自社の組織や、輸出商社への委託などを通じて製品を海外へ輸出する一般的な輸出形態をいいます。

2 間接輸出
日本国内で製造、販売または提供され、第三者によって日本国外に輸出される場合（他の財物の材料、成分または部品として輸出される場合を含みます）をいいます。

3 防御対応
被保険者が損害賠償請求を受けた場合に、被保険者の協力を得ながら弁護士の手配、被害者との示談交渉などを被保険者に代わって当社が行います（防御対応が法的に許される国に限ります）。

2 海外での「訴訟対応」を全面的にバックアップ!

海外でPL事故が発生した場合、
その訴訟対応には、
現地の法制度などを踏まえた
専門的な対応が必要になります。

ただでさえ
慣れない訴訟対応。
海外での弁護士手配
なんて
大変そう
だね。

こんなときにお役に立つのが
タフビズグローバルPLの
防御対応 3 です。

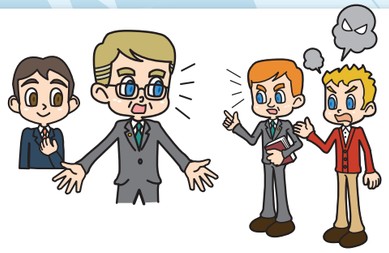

タフビズグローバルPLなら、万が一のとき、弁護士の手配・被害者との示談交渉などをお客さまに代わって当社が対応することにより、不安の多い訴訟対応を全面的にバックアップします!
（注）防御対応が法的に許される国に限ります。

PLクレームの処理フロー

あいおいニッセイ同和損保では、海外PL事故の解決のために、全世界にクレームエージェント（損害調査代理店）網を整備し、迅速なクレームサービスを提供しています。また、国内・国外の海外PL専門の弁護士事務所と提携し、訴訟対応にも万全を期しています。

●被害者の提訴、召喚状の送達から損害調査活動、被害者および原告代理人との交渉・応訴までのクレーム処理の流れ

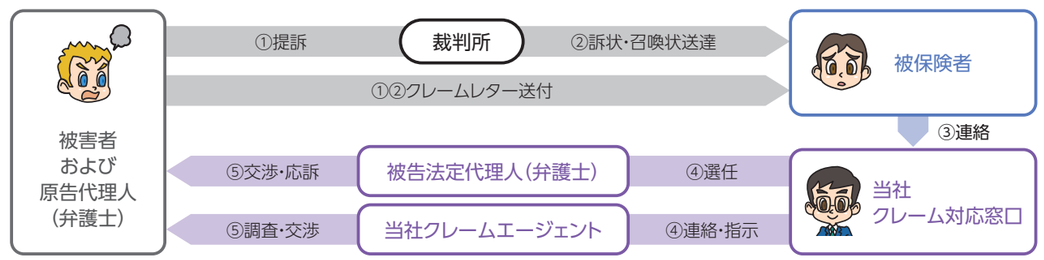

輸出企業が抱える疑問や不安に応える 4つの特長

タフビズグローバルPLには、皆さまに支持を受ける4つの特長　があります。

完成品メーカーの海外進出、自社工場の海外展開、海外企業と　の取引拡大等により、中小事業者の輸出は年々拡大しています。
輸出を行っている企業、今後輸出を開始する企業をタフビ　ズグローバルPLの4つの機能で強力にバックアップします。

保険加入前に輸出した製品は補償の対象になりますか?

特長1

過去に輸出した製品も補償対象となります!

タフビズグローバルPLは「これから輸出される製品」のみに限った補償ではなく、「過去に輸出した製品」（または「過去に部品として国内メーカーに納入した製品」）についても補償の対象となります。

※ご加入前に輸出した製品も対象になっていますから安心してご加入いただけます。

※特長4に記載しているリコール費用の補償については、初年度契約始期日より前に製造された製品は対象になりません。

ただし、以下の製品・事故を補償の対象としています。

対象製品　あらかじめ対象製品として貴社からご申告いただいた製品

対象事故　遡及日[4]以降に発生した事故

詳細はP10 保険金のお支払対象となる事故をご参照ください。

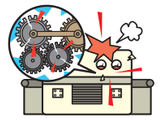

製品が部品として組み込まれている他社の完成品を壊してしまった場合、完成品の損害は補償されますか?

特長3

部品や材料が完成品に与えた損害も補償対象となります!

国内PL保険等で原則支払の対象としていない不良完成品による損害[7]
不良製造・加工品による損害[8]を補償対象としています※。

対象となる損害の例
- 製造したコンデンサ（対象となる生産物）を組み込んだ携帯電話（完成品）について、コンデンサが欠陥により急激に発熱・爆発し、携帯電話が損傷した。
- 包装機械（対象となる生産物）で梱包作業をしていたところ、包装機械の欠陥により、梱包すべき製品（製造・加工品）が損傷した。

※特約をセットすることにより、補償対象外とすることもできます（保険料は割安になります）。

製品が部品や原材料として他の製品に組み込まれている場合に、部品や原材料としての製品の欠陥が原因で完成品としての他社の製品を壊してしまうことがあります。国内向けのPL保険では、この補償は原則補償対象外になっていたり、オプション補償になっていることがありますが、タフビズグローバルPLでは対象製品が完成品に組み込まれている場合にも不安なく対応できます。

海外の販売業者を補償の対象に含めることはできますか?

特長2

海外の販売業者は自動的に補償対象となります!

記名被保険者[5]が承認した海外の販売業者は無記名で包括的に追加被保険者[6]となります。

被害者に1番近いのは販売業者。製品の欠陥を原因とする事故により海外で製品を販売する業者が訴えられることもあります。海外の販売業者も販売する製品を安心して取り扱えることを、供給元に求めてきます。販路を拡大していくなかで、日々増加していく販売業者を追加被保険者として管理していくのは煩雑ですが、タフビズグローバルPLは記名被保険者が製品の販売を承認した販売業者であれば、保険会社への事前連絡なしで補償の対象（追加被保険者）に含めることができます。

事故があった場合の製品の回収（リコール）費用は補償されますか?

特長4

対人・対物事故が発生した場合に限り、5万米ドルを限度に、リコール費用もお支払いします!

ただし、タフビズグローバルPLの初年度契約始期日以降に製造された製品が対象となります。

通常PL保険では対人事故や対物事故の被害者に対する賠償金をお支払いするのみで、この事故をきっかけにして発生する製品の回収費用の補償はセットされていませんが、タフビズグローバルPLではこの回収費用も5万米ドル※（日本円で約500万円）まで補償できます。

※縮小支払割合90%が適用されます。

用語のご説明

4 遡及日（Retroactive Date）
損害賠償請求ベース（Claims Made Basis）※の保険契約では、保険期間中になされた損害賠償請求が支払対象となりますが、その原因となった事故について、ある特定の日以降に発生したものに限定します。この特定の日を遡及日といいます。タフビズグローバルPLでは初年度契約始期日の10年前の応当日となります。

※詳細はP10 保険金のお支払対象となる事故をご参照ください。

5 記名被保険者（Named Insured）
保険証券および保険申込書の記名被保険者（Named Insured）欄に記載された被保険者（補償の対象となる方）をいいます。

6 追加被保険者（Additional Insured）
記名被保険者とは別に、それに追加して補償の対象となる方のことをいいます。タフビズグローバルPLでは記名被保険者が承認した海外の販売業者と国内下請製造・加工業者、国内輸出商社を追加被保険者とすることができます。

7 不良完成品による損害
対象生産物が原材料・部品等として使用されている財物である場合の完成品の損壊または使用不能に対する損害をいいます。

8 不良製造・加工品による損害
対象生産物またはそれが使用された完成品により製造・生産または加工された財物の損壊または使用不能に対する損害をいいます。

ご契約にあたって

対象製品や支払限度額等の条件などをまとめています。契約　前に必ずご確認ください。

保険金をお支払いする場合

日本国外において発生した対象製品に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険証券上に定める遡及日以降に発生した事故により、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

他人の「身体の障害（Bodily Injury）」

事故例
- 子供が壁にぶつかり、メガネが割れて右目を失明。メーカーは衝撃に強いメガネとして宣伝していた。
- 移動中のベルトコンベアで作業中、滑った男性が巻き込まれ右足ひざ上から切断。安全に配慮した設計がされていないことが原因とされた。

他人の「財物の損壊（Property Damage）」

事故例
- 輸出した電池の欠陥により発火、購入者の住宅が火事により滅失した。
- 商店からの火災がもとで建物や什器（じゅう）に損害が発生。店主は、店内にあったコピー機の欠陥が出火の原因であるとして、コピー機メーカーを提訴してきた。

対象製品（Designation of Products）

被保険者が日本国内で製造、加工、組立を行い、海外に輸出した製品が対象です。
記名被保険者から国内の納入先に販売した製品が加工され、納入先から完成品として海外に輸出されるような「間接輸出品」についても、ご希望に応じて対象製品とすることが可能です。
ただし、下記の製品はタフビズグローバルPLの対象とすることはできません。

× 右記の製品は対象外となります。

- 医療用具・器具、体外検査薬、医療用試薬、衛生材料（歯科用を含みます）
- 医薬品、生薬、漢方薬、体内移植用医療器械・器具・材料、治験（医薬品、医療用具等）、動物用医薬品等
- 医療用計測器・電子応用装置、動物用医療機械・器具
- 小児用玩具・遊戯具、運動用品（スキューバダイビング、パラシュート、ハンググライダー、パラグライダー用品）
- 石綿、アスベスト、アスベスト関連製品
- たばこ、農薬、殺虫剤、殺菌剤、マッチ、ライター等、火薬類、花火、武器、弾薬、砲弾
- 自動車、自動二輪車等（完成車製造の一過程としての架装業を含みます）
- 自動車・自動二輪車用部品（駆動・制動関連、シートベルト、チャイルドシート、エアバッグ）、タイヤ、チューブ
- 航空機（含む人工衛星、ロケット、宇宙船）、同部品
- 人体保護用器具・装置（ヘルメット、防毒面、救命具等）

輸出額（Premium Basis）

タフビズグローバルPLは、対象製品の輸出高が50億円以下のお客さまがご加入いただけます。

主な被保険者の範囲（補償の対象となる方）

記名被保険者（Named Insured）

保険申込人（保険契約者）

追加被保険者（Additional Insured）

記名被保険者が承認した海外の販売業者
無記名で包括的に追加被保険者となります。

国内下請製造・加工業者、国内輸出商社
10社まで追加被保険者とすることができます※。
※別に定める保険料の払込みが必要となります。

支払限度額（Limits of Liability）・免責金額（Amount of Deductible）

●支払限度額　以下の4パターンの中からお選びいただきます。

支払限度額（1事故・保険期間中）			
50万米ドル	100万米ドル	200万米ドル	300万米ドル

- 身体の障害・財物の損壊について共通の支払限度額とします。
- 1事故および保険期間中の支払限度額は同額で設定します。
- 支払限度額は損害賠償金と争訟解決のための諸費用を合わせた限度額です。保険金の支払額がこの支払限度額に達した場合、その後の事故については保険金をお支払いできません。また、その時点で防御対応している事故についてもその後の防御対応ができなくなります。支払限度額の選択にあたっては十分ご注意ください。

●免責金額　なし

（注）保険金の額は通貨換算日の換算レートによって変動します。そのため、お支払いする保険金の額がお申込時における換算レートによって計算された保険金の額を下回る場合があります。

保険期間（Policy Period）

1年間（開始時刻は記名被保険者の住所地における標準時の午前0時1分）

保険適用地域（Policy Territory）

日本を除く全世界

損害賠償請求ベース（Claims Made Basis）

初年度契約始期日の10年前の応当日以降に発生した事故について保険期間中になされた損害賠償請求をお支払いの対象としています。詳細はP10 保険金のお支払対象となる事故をご参照ください。

英文約款

日本国外での事故を対象とすることから円滑に事故対応を行うため、また、記名被保険者の取引先（海外販売業者等）からの要請に対応するため、米国のISO（Insurance Service Office）が策定した約款をベースとした英文約款を使用しています。

補償内容の詳細

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

一般賠償責任保険普通保険約款および費用保険金等）をご説明しま (COMMON POLICY CONDITIONS)、生産物特別約款(PRODUCTS / COMPLETED OPERATIONS LIABILITY COVERAGE FORM)、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金す。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。なお、実際の保険金のお支払いについてはこれら英文約款に基づき行われますのでご注意ください。

基本契約（一般賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合（お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額）

日本国外における、生産物※1または仕事※2の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊※3について、被保険者※4が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険証券記載の遡及日以降に発生した事故により、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

※1 記名被保険者によって輸出されたもの、または記名被保険者以外の者によって輸出されたもの（部品もしくは原材料として使用されている場合を含みます）のうち、契約時に特定した財物をいいます。
※2 販売に関連して生産物の据付を行う場合のその据付をいい、販売後のサービスや修理は除きます。
※3 次のものをいいます。なお、有体物には電子データは含みません。
①有体物の物理的損壊（これに起因するその財物の使用不能損害を含みます）
②物理的損壊を伴わない有体物の使用不能損害
※4 この保険の被保険者（補償の対象となる方）は主に次のいずれかに該当する者をいいます。なお、割増保険料をお支払いいただくことで、国内下請製造・加工業者または国内輸出商社を10社まで被保険者とすることも可能です。
①記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方をいいます）
②記名被保険者の役員。ただし、役員としての職務に関する限り被保険者となります。
③記名被保険者の従業員。ただし、職務の遂行中の行為に関する限り被保険者となります。
④記名被保険者が承認した海外の販売業者

なお、被保険者が損害賠償請求を受けた場合、防御対応として、被保険者の協力を得ながら、弁護士の手配、被害者との示談交渉などを被保険者に代わって当社が行います（防御対応が法的に許される国に限ります）。

（注）保険金をお支払いしたことにより保険期間中にお支払いする保険金の限度額を超えた場合、およびこの保険でお支払いできない損害に対して損害賠償請求がなされた場合を除きます。

●お支払いの対象となる損害の範囲

①損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、罰金、違約金または懲罰的賠償金（これに類似するものを含みます）を除きます。なお、損害賠償金は判決によるものに限らず、任意和解金を含みます。

②争訟費用
訴訟にかかる費用、弁護士報酬等防御対応に要した費用。訴訟により被保険者が損害賠償責任を負わない場合であっても、これらの費用は対象となります。

③差押解除ボンドの費用
差押えを解除するためのボンドの費用。なお、当社はボンドを提供する義務は負いません。

④協力費用
訴訟の調査または防御のため、被保険者が当社に協力するために負担した費用で、当社が妥当と認める費用。1日250米ドルまでの収入補償も対象となります。

⑤応急手当費用
身体の障害の応急手当として被保険者が負担した費用

●お支払いする保険金の額

1事故および保険期間中につき、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

■次の事由に起因する損害

・予期または意図された身体の障害または財物の損壊
・契約または合意による責任の引受けを理由として被保険者が損害賠償責任を負担することとなった身体の障害または財物の損壊。ただし、契約または合意が存在していなくても負担する損害賠償責任は除きます。
・次の①から③までに該当する事由により、被保険者が損害賠償責任を負担する可能性がある身体の障害または財物の損壊。ただし、アルコール飲料の製造、流通、販売、提供または供給を事業としている場合に限り、適用されます。
①人を酩酊状態にさせ、またはそれに関与したこと
②法定飲酒年令未満の者または酩酊者に対するアルコール飲料の提供
③アルコール飲料の販売、贈与、流通または使用に関する法令違反
・被保険者が労働者災害補償法、就業不能給付法もしくは失業保険法またはこれらに類する法律によって課せられる責任
・次のいずれかの者の身体の障害
①被保険者の従業員。ただし、身体の障害が、職務の遂行に起因してその最中に発生した場合に限ります。
②上記①の従業員の配偶者、子、親または兄弟姉妹。ただし、身体の障害が、上記①の結果として発生した場合に限ります。
・直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する身体の障害または財物の損壊
①戦争（宣戦布告されていないものまたは内戦を含みます）
②武力行使による戦争類似の行動
③暴動、反乱、革命、政権奪取またはこれらを防ぐための政府の行動
・生産物またはその一部に起因して生産物自体に生じた財物の損壊
・仕事の結果またはその一部に起因して仕事の目的物自体に生じた財物の損壊
・次のいずれかの事由に起因する不完全財物（欠陥、不具合等のある生産物または仕事の目的物が組み込まれ、その使用価値が減少した生産物または仕事の目的物以外の有体物であって、生産物または仕事の目的物の修理、交換等により修復可能な財物をいいます）または物理的損壊を伴わない有体物に生じた財物の損壊。ただし、生産物または仕事の目的物に急激かつ偶然に生じた物理的損壊に起因してその他の有体物に生じた使用不能損害を除きます。
①生産物または仕事の欠陥、不具合、不良または危険な状態
②記名被保険者または記名被保険者のために行為をする者による、契約または合意の条件に従った履行の遅滞または不履行
・次のいずれかに該当する財物の回収、リコール、点検、修理、交換、調整、除去または処分のために、被保険者または第三者が支出した費用
①生産物
②仕事の目的物
③不完全財物
④生産物が一部として含まれるもしくは組み込まれた財物
・身体の障害もしくは財物の損壊の発生または発生するおそれがある場合において、ただちに生産物または仕事の目的物を回収、リコール、点検、修理、交換等すべての合理的手段またはそれ以上の損害事故を防止するために必要な措置を正当な理由なく講じなかったときの、それ以降同種の原因から発生した身体の障害または財物の損壊
・初年度契約の始期日より前に、被保険者が発生していることを知っていた身体の障害もしくは財物の損壊または合理的に予見することが可能であった事故
・直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火またはこれらによる津波に起因する身体の障害または財物の損壊
・医療行為（不作為を含みます）に起因する身体の障害または財物の損壊
・罰金、違約金または懲罰的賠償金（これに類似するものを含みます）
・アスベスト、アスベスト製品もしくは製品に含まれたアスベストの存在、取扱、処理、製造、販売、流通、貯蔵もしくは使用に起因する身体の障害または財物の損壊
・直接であると間接であるとを問わず核物質（核原料物質、特殊物質または副製物質をいいます）からなる危険物（放射性物質、有毒物質、爆発性物質を含みます）に起因する身体の障害または財物の損壊
・航空機製品に起因する身体の障害または財物の損壊。なお、航空機製品とは、航空機（ミサイル、飛行船、宇宙船を含みます）、地上の航空管制機器、航空機に装着・装備される航空機用部品等をいいます。
・実際に生じたか、申立てがあったか、またはそのおそれがあるかにかかわらず、汚染物質（固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた刺激物または汚染物をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物を含みます。廃棄物には、再利用、修繕または再生される物を含みます）の溢出、漏出、移動、放出または流出に起因する身体の障害または財物の損壊
・汚染物質の検査、監視、浄化、除去等、またはどのような方法であれ汚染物質への対応もしくは影響評価を行うことの要請、要求、命令、損害賠償請求等に起因する損失または費用
・直接であると間接であるとを問わず、テロ行為に起因する身体の障害または財物の損壊
・直接であると間接であるとを問わず、職業性疾病に起因する身体の障害
・直接であると間接であるとを問わず、コンピュータ、プログラム、データ等の日付情報の誤認識等に起因する身体の障害または財物の損壊　など

自動的にセットされる主な特約の補償内容

特約　生産物回収（リコール）費用限定補償特約（Limited Products Withdrawal Expense Endorsement）

保険金をお支払いする主な場合（お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額）

生産物※1に起因して身体の障害または生産物以外の有体物の物理的損壊が発生した場合に、生産物の回収※2のために支出した合理的かつ必要な回収費用※3を負担することによって被る損害（記名被保険者以外の者が実施した回収について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます）に対して、保険金をお支払いします。

※1 この特約で対象となる生産物は、基本契約で対象とする生産物のうち、初年度契約の始期日以降に製造されたものに限ります。
※2 次のいずれかの事由により保険期間中に適用地域内において開始された回収に限ります。
・被保険者または第三者が製品の回収が必要であると決定した場合
・政府機関により製品の回収が命じられた場合
※3 回収開始から1年以内に生じた回収費用、かつ、費用発生から1年以内に当社に通知された回収費用に限ります。

●お支払いの対象となる損害の範囲

・社告費用
・文房具、封筒、案内文作成、郵便料金またはファックスに要する費用
・正規の定額給従業員以外の従業員に支払われた超過勤務手当およびそのような従業員に生じる交通費および宿泊費
・コンピュータ使用（超過）料金
・独立請負人およびその他の臨時雇用者を雇用するための費用
・運送、船積または包装費用
・倉庫または保管場所の費用
・再利用できない生産物または生産物を含む他の製造物の適切な廃棄に要する費用。ただし、被保険者の当初の購入価格またはその製品の製造費用を超えないものとします。
・生産物の回収を実施し、または生産物の回収に参加した第三者によって支出された上記費用に対する損害賠償金

●お支払いする保険金の額

1事故について次の算式によって算出される額とします。ただし、1事故および保険期間中につき50,000米ドルを限度とします。

保険金の額 ＝ 損害の額 × 縮小支払割合 90%

保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）

■次の事由に起因する損害

・生産物が意図した目的に適合しないこと（保証に対する違反を含みます）。ただし、身体の障害または生産物以外の有体物の物理的損壊が発生した場合を除きます。
・著作権、特許、企業秘密、トレードドレスまたは商標の侵害
・劣化、変質、化学変化。ただし、製造、設計もしくは工程上の欠陥、生産物の輸送または生産物の不当な改変による場合を除きます。
・信用、市場占有率、収入、利益を回復するための費用または生産物の再設計費用
・生産物について指定された有効保存期間の終了
・初年度契約の始期日より前に記名被保険者または記名被保険者の役員が知っていた欠陥
・行政により市場に流通することがこの保険契約の保険期間の始期日以前に禁止されていたものまたは行政による禁止措置の後に供給もしくは販売されたもの
・損害賠償請求または訴訟の防御
・罰金、違約金または懲罰的賠償金（これに類似するものを含みます）
・汚染関連費用　など

保険金のお支払対象となる事故〈損害賠償請求ベース（Claims Made Basis）〉

タフビズグローバルPLは、保険期間中になされた損害賠償請求に対して保険金をお支払いする損害賠償請求ベース（Claims Made Basis）となっています。この場合、設定する遡及日（Retroactive Date）※以降に発生した身体の障害または財物の損壊が保険金のお支払対象となります。

※タフビズグローバルPLの初年度契約始期日の10年前の応当日を遡及日とします。

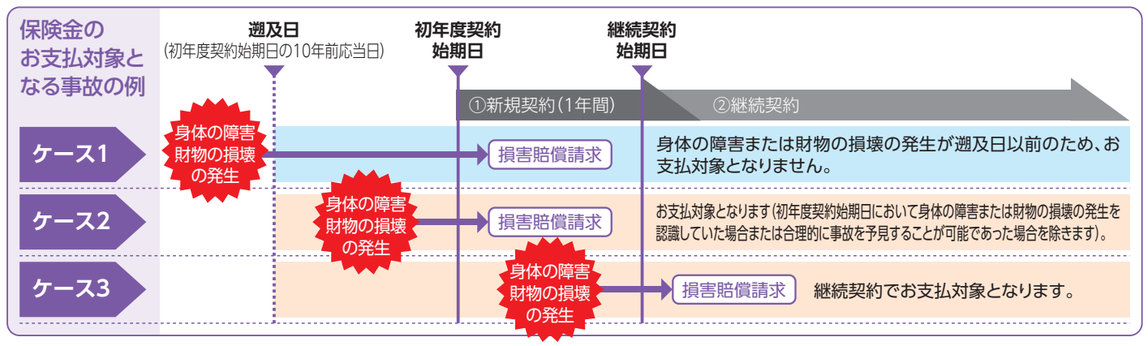

PLクレーム・訴訟発生時の連絡先

訴状（Complaint）、召喚状（Summons）またはクレームレターが届いた場合、ただちに下記までご連絡ください。

クレーム対応窓口

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業損害サービス部
国際損害サービスセンター
TEL 03-5202-6720
FAX 03-5202-6722

- ご連絡いただいた後は、受領した書類一式をご提出いただくと同時に、対応弁護士の選任から答弁書の作成、防御費用のお支払い等、訴訟対応について当社が行います。
- 訴訟遂行のためにご協力いただくことがあります。
- 召喚状（訴状）が送達されてから、通常20日以内に裁判所に訴答を提出しないと、そのまま敗訴判決が下されてしまいます。文書が届きましたら、ただちにご連絡いただくようにお願いします。

◎告知書のご提出について

●ご契約にあたって、「タフビズグローバルPL(海外生産物賠償責任保険)告知事項申告書兼調査シート」にて保険料算出に必要な事項を申告していただきます。

〈主な告知事項〉
対象製品、仕向地別輸出高※1、過去の事故歴(有無)※2　など

●安全管理体制の告知内容によっては、リスク状況に応じた割引が適用されます。

〈確認事項〉
① ISO9001・14001・22000シリーズ、HACCPのいずれかの認証を取得している(一部事業所・部門における認証取得を含みます)。
② 対象製品について、品質を管理する部署または品質管理責任者を置いている。
③ 広告宣伝用文書・販売促進用文書・提案書(パンフレット・リーフレット等)・取扱説明書・製品説明書等について、PL問題を担当する部門または法務部門による審査を行っている。
④ 対象製品について、クレームに対応する対応方法が文書によって定められている。

※1 タフビズグローバルPLは対象製品の輸出高が50億円以下のお客さまがご加入いただける商品です。輸出高が50億円を超えるお客さまには別途ご案内いたしますので、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
※2 次の場合には、タフビズグローバルPLにご加入いただくことはできませんのであらかじめご了承ください。
・過去5年間に日本国内外において、対象製品に起因して発生した事故によりなされた損害賠償請求がある場合
・対象製品に起因して発生した事故またはそのおそれを認識している場合

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!

お電話ください。"経営の困った"にスピーディに対応します。

法律のご相談　**税務のご相談**　**人事労務のご相談**

に弁護士、税理士、社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

・ご利用時間:平日13～17時(土日祝日、12/25～1/5を除きます)
・サービスをご利用いただける方は、保険契約者(法人の場合はその法人の代表者)となります。

・このサービスは日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。
・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります。
・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
・一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。
・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「経営セカンドオピニオンサービスガイド」でご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子供に等しく、豊かな環境の中で教育を受けさせたい」という願いのもとに始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。

タフビズグローバルPLなら30点!

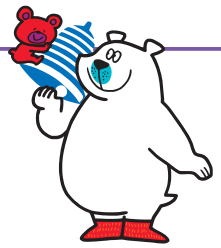

ご注意いただきたいこと

保険料の払込方法について

ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます※。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

●このパンフレットは「タフビズグローバルPL」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●「タフビズグローバルPL」は「海外生産物賠償責任保険(海外PL保険)定型プラン」のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

● ご相談・お申込先

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(150101)(2014年12月承認) GA14C010799 (33-337)